

第39回 防衛省
政策評価に関する有識者会議

令和4年3月16日

午前10時30分 開会

○山谷座長 ただ今から、第39回防衛省政策評価に関する有識者会議を開催いたします。皆様、本日はご多用のところをご出席いただきましてありがとうございます。本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年度に引き続きましてオンラインでの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

では、審議に入る前に事務局から発言があります。

○村井企画評価課長 ご審議に先立ちまして、茂木公文書監理官から一言御挨拶をさせていただきます。公文書監理官、よろしくお願いいたします。

○茂木公文書監理官 公文書監理官の茂木です。本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては本会議にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。本来ですと大臣官房長の芹澤から御挨拶を申し上げるところですが、他の公務と重なった関係がありまして、私から御挨拶を申し上げる次第です。

本日は、令和4年度の防衛省の政策評価実施計画につきましてご審議を頂戴したいと考えています。令和4年度は、防衛省にとりまして大変大切な政府計画である、防衛計画の大綱および中期防衛力整備計画の改訂が予定されています。このため、令和4年度の政策評価の実施計画におきましては、関係法令に基づきまして、防衛省における政策評価に関する基本計画で定めています23の施策につきまして、平成31年度から令和3年度までの実績評価を実施したいと考えているところです。細部はこの後、事務局よりご説明申し上げる予定です。

政策評価を客観的かつ充実したものとするためには、委員の皆様から率直なご意見を頂くことが非常に重要と考えています。委員の皆様におかれましては、今後とも幅広く、そして忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○村井企画評価課長 ありがとうございます。それでは、早速本日の議題につきまして事務局からご説明させていただきます。

○柏原評価班長 企画評価課の柏原です。お手元の資料の議事次第をご覧ください。議題は、令和4年度の防衛省における政策評価、事後評価の実施計画についてです。行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、令和4年度においても本年度と同様に、本年8月に有識者会議を開催し、事後評価として、防衛省の政策評価に関する基本計画に定めている23施策についての目標管理型の政策評価の実績の測定、事前評価として、令和5年度概算要求が

予定されている10億円以上の研究開発事業、租税特別措置をご審議いただく予定です。なお、23施策についてはお手元の参考資料をご参照ください。

その上で昨年度と異なる事項といたしまして、令和4年度には、目標管理型の政策評価の総括的な評価の実施についてもご審議いただく予定です。目標管理型の政策評価の総括的な評価は、防衛省の政策評価に関する基本計画に定める期間である平成31年度から平成35年度の間には一度は行う必要があります。他方で、防衛省の23施策の大本の方針である防衛計画の大綱および中期防衛力整備計画が令和4年度に見直されることが予定されていますところ、この見直しの前に、令和3年度までの総括的な評価を実施いたします。本件をご審議いただく時期は、今年の5月ごろを予定しています。以上です。

○山谷座長 今までの事務局の説明について、皆様からご発言あるいはご質問がありましたら、お願いいたします。ご発言に当たっては、挙手の上で座長の私の指名をもってご発言ください。

ご発言あるいはご質問がもしなければ、私から事務局に2つ質問がございます。2つのうちの1つですが、本日も議題になっていますけれども、その目標管理型の政策評価というのは何かを、委員の皆様とご確認したいということで、改めてご説明をお願いしたい。これが1つ目です。

それからもう1つですが、防衛省の政策評価は内閣府をはじめとした他の府省と少し違うところがあります。先ほどもお話がありましたように、防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画など、かなり厳格に大綱や計画にコミットされた評価をされています。実はこのスタイルは、他の府省ではあまりないのです。そういうところもありまして、防衛省の政策評価の政策評価書を作成するに当たって、どのようなところに留意されているのかについてご説明いただきたい。この2点です。どうぞよろしくお願いいたします。

○村井企画評価課長 企画評価課長から簡単に説明をさせていただきます。必要があれば、担当から補足させていただきます。

まず、政策評価の区分としては、事前の評価、事業を実施する前の評価と、事後評価、事業が終わったあるいは進行中のものの評価の2つに大きく分けられるかと思っています。そのうち、目標管理型の政策評価につきましては、いわゆる事後評価に該当するものです。事後評価の中でも、事業が完了しているものではなくて、まさに目標を定めて、いつまでにどのような目標を達成するのか、これを一定の期間を区切ってどれだけの効果が上がったのかを計測するという形になっています。

今後ご審議いただく予定の目標管理型の政策評価の23施策につきましては、本来であればもう少し先に事業が終わる予定だったのですが、急ぎよ令和4年度中に防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の見直しが行われるということで、前倒しをして、早めに皆さんに我々の政策の達成状況をご審議、ご評価いただきたいと考えているものです。

もう一つ、事後評価の中には、既に施策が完了しているものについての評価もあります。防衛省でいいますと、租税特別措置法に基づく税制改正などもやっているのですが、その税制改正が行われたものについて、3年から5年に1回、どのような効果が上がっているのかをチェックしていくと、そういうものもありますが、メインのものにつきましては、この目標管理型の政策評価になっています。

それから、2つ目のご質問ですが、自分の経験でいえば、例えば家電リサイクル法では、家電のテレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機について、どれぐらいの回収率が上がったのかということ、何%という数字をもって政策評価を行っていたりします。

一方、目標管理型の政策評価の23施策でございます能力構築支援では、何カ国に対して能力構築支援をしたら、それは目標を達成したと言っていいのかどうか。あるいは、開発途上国に対していろいろな能力構築支援を行ったことによって、どのぐらいの政策目標が達成できたのか。これを国民の皆様に分かりやすくご説明するかというのは、他省庁の施策と違って、イメージしにくいのと、数値的にお示ししにくいところがあるのかなと思っています。ですので、なるべく一般の方にも、防衛省の施策の中身あるいは施策の進捗状況について分かっていただけるような、分かりやすい説明を心掛けているつもりではありますが、今後ともそのような形で、分かりやすさをしっかりと追求してまいりたいと思っています。

○山谷座長 ありがとうございます。今、村井企画評価課長がおっしゃるように、経産省の政策評価には私も随分関わったのですが、経済産業省の政策評価は実務上かなりやりやすいところがあります。と言いますのも、経済産業省の政策はいわゆる世間一般でいう政策のイメージに近いからです。たとえば家電リサイクルなどというのは、確かにおっしゃるとおりでした。それと比べますと、防衛省の場合、相手の途上国での能力構築その他を考えますと、考える要素が防衛省の場合には少し違ってくるのかなと思います。そこがやはり難しいのかなという印象を頂きました。ありがとうございました。

佐藤丙午委員、挙手されていますので、どうぞご質問をお願いいたします。

○佐藤（丙）委員 ありがとうございます。座長の2番目のポイントと同じ論点ですが、政策評価を行う際に、国家安全保障戦略や防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の位置付けは非

常に難しいと感じています。政策評価とこれら防衛三文書との関係をどう見るべきなのか、改めて定義する必要があるように思います。例えば防衛計画の大綱を見直すことについて、トップダウンでやっていくのはすごく理解できますし、それは合理的なのでしょうけれども、逆に諸施策の評価の結果として、その施策を十分に実施することができなかったから防衛計画の大綱を変えるという、要するにボトムアップのアプローチで防衛計画の大綱が変わっていくというロジックも、当然のことながらあるはずで。

そのように双方向から防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画を変更するプロセスを想定する必要があります。トップダウンだけで政策が変わることになりますと、政策評価自体をやる意味はそれほどなくなってきてしまいます。逆にボトムアップで、施策において十分にうまくいかなかったから、防衛計画の大綱なり中期防衛力整備計画なりを変えて、国家安全保障戦略の在り方を変えていこうというロジックも、当然あると思います。このように、政策評価に関する有識者会議の位置付けについては、政策形成のあり方という意味で学問的にも非常に面白く、行政の効率をもたらす上で、考慮すべき内容だと思います。

政策評価に関する有識者会議は、ただ、集まって防衛省の説明を聞いているだけということではない、政策決定に何か意味がある内容を議論すべきと考えるのであれば、政策評価において、政策評価に関する有識者会議の評価の位置付けを考えることは、極めて重要なポイントだと思います。もちろん、これは結論が出る話ではないですけども、コメントを頂ければと思います。

○村井企画評価課長 ありがとうございます。まさに佐藤委員にご指摘いただいたとおり、我々の今までの政策評価は、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画、あるいは国家安全保障戦略を含めた3文書から、細かく具体的な政策分野、さらには具体的な施策、事務事業という形で、トップダウンで枝分かれをして下りてくるのが今までのイメージだったかなと私も思っています。他方で、まさにご指摘があったように、そもそもの実施する施策の中から3文書にフィードバックをしていって見直しを行っていくと、こういうアプローチもあるのだなということで、私も認識を新たにしたところです。そのようなボトムアップの政策評価、あるいは政策評価に関する有識者会議の皆様の在り方についても、我々でしっかりと勉強させていただきたいと思っています。ありがとうございます。

○佐藤（丙）委員 少し追加で言いますと、多くの国の戦略計画は、施策から必要性を上げていって、最終的に戦略を変えていくというプロセスも同時に存在すると思います。トップダウンとボトムアップと、どちらかというわけではなくて、両方をできるようなプロセスを作

っておくことが、政策の重厚さ維持することになると思います。ありがとうございました。

○村井企画評価課長 ありがとうございました。

○山谷座長 貴重なご意見です。ありがとうございました。

南島委員、お願いします。

○南島委員 ご説明等をありがとうございました。ただ今の佐藤委員のお話に関連してですが、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の見直しが今年行われるということでした。2022年度で行われる予定であるということですが、政策評価に関する基本計画のほうは2年ぐらい時間的にずれているという状況にあるということです。これについては、ある程度の見直しはされると思いますが、分かりやすさという観点でいえば、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の見直しが行われた後に新しい政策評価に関する基本計画を敷くというのが、一番分かりやすいのかなと思います。

ただ、いったん、2023年度までの基本計画を定めていらっしゃいますので、これを廃止しませんと、新しい基本計画を持つことができないのかなと思います。

廃止に関する規定は、政策評価法上、実は存在していなくて、これは結構面白い論点ではないかと思います。変更するときには総務大臣に遅滞なく通知するというのが政策評価法の第6条に書かれています。廃止、再改訂というのも、総務大臣に通知すれば、あまりこういう例はないのですが、可能なのではないかと思います。総務省とご相談されるというのも、一つの手なのかなと思います。法解釈としては、条文にないので持っていないはずですので、廃止して新しい政策評価に関する基本計画を敷くということも可能なのではないかと思います。そうしますと、計画の期間がある程度分かりやすく、見やすくはなっていくのかなという印象を持っていますが、いかがでしょうか。

○村井企画評価課長 南島委員、ご指摘をありがとうございます。今の基本計画の中では、確かに平成31年度から平成35年度までの5年間ということを書いてあります。新しい防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画ができた後には、新しい基本計画を政策評価体系と一緒に作る必要があると思っていますので、その改定の仕方等の手続きについては、総務省ともよく相談させていただきたいと思っています。ありがとうございます。

○南島委員 ありがとうございます。もう一言ですけれども、実は、基本計画の廃止の手続きが法律上は存在していないということです。現行の制度の上でも、防衛省の制度でも存在していないということです。防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画は政治的に決まってくるので、そういう意味でいいますと、基本計画の廃止の手続きや改訂の手続きのようなも

のも、新しく基本計画を作られる際には整備をされ、これは法律上は存在しませんけれども、防衛省としては必要なことと思われまますので、基本計画の上に手続きとして定めておきますと、防衛省としてのコントロールが利くのではないかと思われまます。これはコメントです。以上です。

○村井企画評価課長 ありがとうございます。廃止の手続きになるのか、それ以外の手続きになるのかも含めて、総務省ともよく調整をさせていただきたいと思っています。

○山谷座長 よろしいですか。私からのコメントです。確かに基本計画の廃止の手続きはあまり見たことがありません。もっと言えば、防衛計画の大綱がそれほど変わるといのはあまりありません。ですから、何となく他府省では、自動的に行っているような感じですが、実は必要ないのではないかと思ひまます。防衛省の場合は、特に政権交代があつたときも、防衛計画の大綱が何度か変わりましたので、頻繁にスケジュールどおりではなく変わることがありますと、それに政策評価も影響を受けますので、そここのところは、やはりルールか何かを決めておいたほうがいいのかもしれないですね。

以下は私のコメントです。先ほど佐藤丙午委員からも少しお話がありましたが、この有識者会議の意味・意義について、今日、凶らずも典型的な2つの事例が出ました。一つは、佐藤丙午委員の政策の中身の話です。どうひくことを考えるか。フィードバック、トップダウン、ボトムアップ、こひう中身の話。これについては、トップダウンとボトムアップの両方をうまく調整する、そのためにこの有識者会議があるのかなと、これを常々私は思ひままして、そここのところでどうひう仕事、あるいはアドバイスなどができるのかなと考へていました。非常に重要なポイントです。

恐らくは調整のような感じで、例へば山田委員や佐藤達夫委員や松尾委員などから、いろひな政策の中身に関するお話を頂戴してひまますので、それをトップダウンで下りてきた防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画などと、どうすり合わせていくか。評価といひうのは文章を作る、評価書を作る作業ですので、それを国民に見せるために、どう見せていくのかといひう、こひら辺のアドバイスをする、要するにこひうところがあるのかなと思ひまます。かつて装輪装甲車のお話を佐藤達夫委員がおっしやっていたのは、政策評価の有識者会議がないとなかなか難しかったのかなと、今でもすごい事例だつたと思ひまます。

他方で、実は南島委員と私は同じ行政学者ですので、やはりこの手続きは非常に気になるのです。官庁は法律と手続きに基づいて肅々と仕事を進めていくところなので、政策の中身や政策評価の中身のお話をどう手続き的に落とし込んで、それをどのように運用していくのか

が重要な課題になると思います。したがって、この点はこの有識者会議の非常に大事な役割なのかなと思っています。そういう意味では、今回、図らずも両方のお話が出て、ある程度は確認・共有できたのかなという気がしています。私からのコメントは以上です。

他に委員の方々、ご発言はありますでしょうか。それでは、よろしいですか。

本日の審議の議事録についてお諮りいたします。これまでどおりに、委員のご発言につきましては、事務局が発言者のお名前を明記した形で議事録を作成します。これを各委員の皆様のご了解を得て、防衛省のホームページで公表することになります。これについて、ご了解いただけますでしょうか。

(「了解」の声あり)

○山谷座長 ありがとうございます。ご了解いただいたということで、それでは、このようにさせていただきます。

では、最後に事務局から発言がありますので、お願いいたします。

○村井企画評価課長 山谷座長、ありがとうございました。茂木公文書監理官から、一言御挨拶をさせていただきます。

○茂木公文書監理官 公文書監理官の茂木です。皆様、本日はご多用なところを会議に出席いただきまして、また大変貴重なご意見を多数頂きまして、本当に感謝を申し上げます。まさに外部の方々の目がここに入ってきて、本会議の意味の一端はこういうところにあるということを知間見た思いがいたします。本日頂きましたご意見等につきましては、しっかりと私どもが承りまして、今後の施策に反映していきたいと、このように考えているところです。わが国は北朝鮮、中国、そしてロシアと、さまざまな国に囲まれているわけですし、防衛政策の実効性の確保が、今後、とりわけ厳しく求められる時代に入ってきたと認識しています。そういう中で、その政策の実効性を確保するための一端といたしまして、私どもは政策評価をさらに充実したものにしたいと、このように考えていますので、今後とも先生方の引き続きのご支援を頂きますよう、お願い申し上げたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

○村井企画評価課長 ありがとうございました。本日は委員の皆様から大変貴重なご意見を頂きまして、誠にありがとうございます。私からもお礼を申し上げます。また、本日ご審議いただきました実施計画の案につきまして、仮に文言の修正が生じた場合には、山谷座長にお諮りした上で、委員の皆様方にもご相談させていただきたいと思っています。

また、次回の有識者会議につきましては5月ごろを予定していますので、準備が整い次第、

日程を調整させていただきます。以上です。

○山谷座長 それでは、これで防衛省政策評価に関する有識者会議を終了させていただきます。

午前11時00分 閉会